

保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。令和8・9年度については、今後の被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正の影響を踏まえ、保険料率が改定されました。

●令和8・9年度の保険料率〔基礎賦課額(医療分)〕

	令和8・9年度 (A)	令和6・7年度 (B)	比較 (A-B)
均等割額	61,000円	56,400円	4,600円増
所得割率	10.81%	11.60%	0.79ポイント減
賦課限度額 (上限額)	850,000円	800,000円	50,000円増

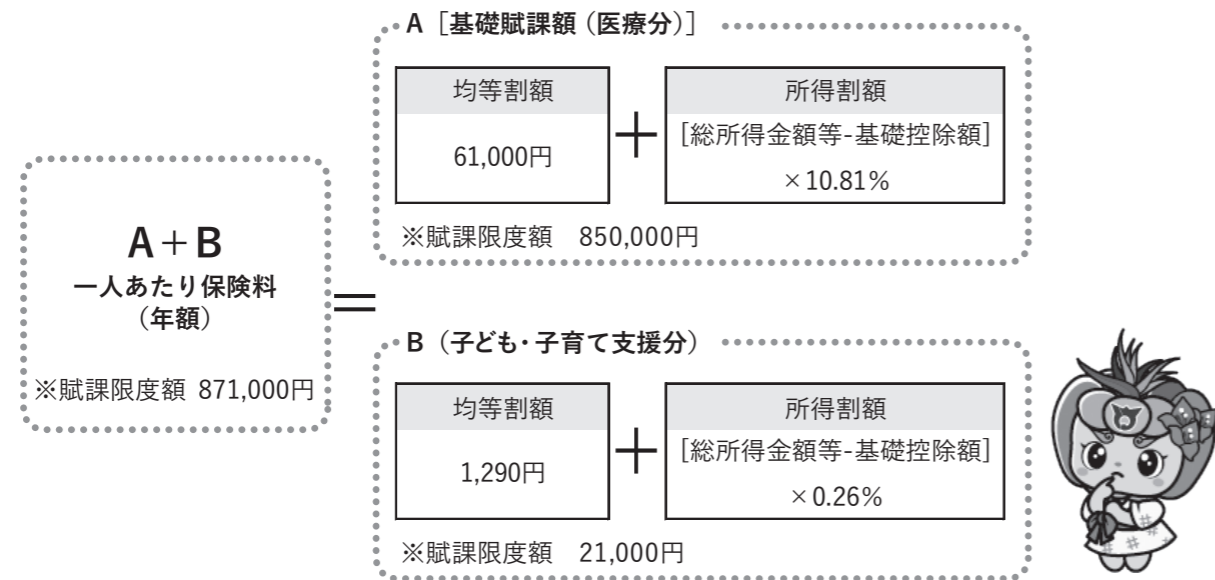
また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険料を合わせて子ども・子育て支援金を納めていただきます。制度につきましては、子ども家庭庁ホームページをご覧ください。

●令和8年度の保険料率(子ども・子育て支援分)

	令和8年度 (新設)	令和6・7年度
均等割額	1,290円	—
所得割率	0.26%	—
賦課限度額 (上限額)	21,000円	—

※子ども・子育て支援金の料率については、令和10年度まで毎年改定されます。

後期高齢者保険料は次のとおり算定されます。



所得が低い方に対する軽減基準の見直し

世帯(世帯主と被保険者)の所得水準に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。

同一世帯の世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額	基礎賦課分(医療分)		子ども・子育て支援分	
	軽減割合	軽減後均等割額	軽減割合	軽減後均等割額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数 [*] -1)以下の世帯	7.2割軽減	17,080円	7割軽減	387円
43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数 [*] -1)以下の世帯	5割軽減	30,500円	5割軽減	645円
43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数 [*] -1)以下の世帯	2割軽減	48,800円	2割軽減	1,032円

※均等割額7割軽減については、基礎賦課分(医療分)のみ令和8・9年度は7.2割軽減となります。

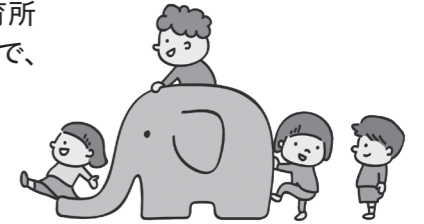
問 沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課保険料グループ ☎ 963-8012 / 南風原町 後期高齢者医療担当担当課 ☎ 889-4418

4月
から

子ども誰でも通園制度 が始まりました

子ども誰でも通園制度は、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない未就園の子どもを対象に、月10時間の範囲内で、保護者の就労要件等を問わず保育所等に通園できる制度です。

家庭では難しい集団体験や、保育士への育児相談など、これまでよりも気軽に保育所等を利用することができます。



対象となる子ども

- ・0歳6か月～満3歳未満の子ども(3歳の誕生日の前々日まで)
- ・保育所、幼稚園、認定子ども園、小規模保育事業所等、企業主導型保育施設に在籍していない子ども

利用可能時間

子ども一人あたり **月10時間まで**



利用料金

1時間あたり **300円**

- ※生活保護世帯や非課税世帯等、世帯状況により減免制度があります。
- ※給食費やおやつ代など別途実費負担が必要な場合があります。
- ※施設によって異なる場合があります。

実施施設

※令和8年4月時点

施設名	住所	電話番号
はなぞの めばえ通園 (南風原はなぞの保育園)	南風原町字大名 156 番地 4	☎ 889-3425
つぼみのたね (よなは第2保育園)	南風原町字宮城 321 番地 3	☎ 851-4708

利用までの流れ

①役場に認定申請

町ホームページに掲載している申請フォームからオンラインで認定申請をします。

②認定決定

町が申請内容を確認し、認定がされると申請の際に入力したメールアドレスに通知が届きます。ログインのうえで、認定証の確認をお願いします。

③初回面談

利用前に必ず事前面談が必要です。施設の利用条件等も確認のうえで、初回利用前の事前面談をオンライン予約してください。面談当日は利用条件の確認や子どもの健康状態等の聞き取りを行います。

④利用

面談後に施設が利用可能となりましたら、オンライン利用予約を行ってください。施設が予約を承認した時点で予約確定となります。

利用にあたっては予約時間を厳守してください。



詳しくは町ホームページをご覧ください

子ども誰でも通園制度



問 子ども課 ☎ 889-7028